

## 介護老人保健施設めぐみ運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人済恵会が開設する介護老人保健施設めぐみ（以下「めぐみ」・指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションは「事業所」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

- 一 介護老人保健施設（以下「施設」という。）
- 二 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）
- 三 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）
- 四 指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）
- 五 指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という。）

(施設・事業の目的)

第2条

- 1 めぐみは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。
- 2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 一 施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 二 めぐみでは、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 三 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 めぐみ・当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 めぐみ・当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 めぐみ・当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けられることができるよう努める。
- 5 めぐみ・当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設・当事業所が得た利用者の個人情報については、当施設・当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 めぐみ・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 めぐみ・当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設めぐみ
- (2) 開設年月日 平成7年10月16日
- (3) 所在地 群馬県安中市安中3丁目25番地13号
- (4) 電話番号 027-382-5951 FAX番号027-382-2852
- (5) 管理者名 石田常博
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1051180014号）

（従業者の職種、員数）

第5条 めぐみ・当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |      |                   |         |        |
|------|-------------------|---------|--------|
| (1)  | 管理者               | 1人      |        |
| (2)  | 医師                | 2人      |        |
| (3)  | 薬剤師               | 1人      |        |
| (4)  | 看護職員              | 入所8人以上  | 通所2人以上 |
| (5)  | 介護職員              | 入所19人以上 | 通所5人以上 |
| (6)  | 支援相談員             | 1人以上    |        |
| (7)  | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 |         |        |
|      | 理学療法士又は作業療法士      | 入所2人以上  | 通所3人以上 |
| (8)  | 管理栄養士             | 1人以上    |        |
|      | 栄養士               | 1人以上    |        |
| (9)  | 介護支援専門員           | 1人以上    |        |
| (10) | 事務員               | 2人以上    |        |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設・当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設・事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか利用者の施設サービス計画及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は請求業務及び利用料の領収、物品の管理を行う。
- (11) ドライバー及び営繕は短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者の送迎、施設内外の環境保全、物品の修繕等を行う。

(入所定員、利用定員)

第7条 めぐみの入所定員は、77名とし、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員は55名とする。

(通所営業日及び休業日、営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は祝祭日を含む、毎週月曜日から土曜日までの6日間とし、休業日は日曜日と年末年始5日間とする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第9条

- 1 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心

身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

- 2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助、食事、居宅及び施設間の送迎を実施する。

※各種加算は別に定める料金表による。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

1 施設

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活雑費、理美容代、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3—②段階まで）の利用者の自己負担額については、別途（重要事項説明書）をご覧ください。

2 短期入所・介護予防短期入所

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活雑費、理美容代、送迎に要する費用、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途（重要事項説明書）をご覧ください。

3 通所リハビリ・介護予防通所リハビリ

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、おむつ代、送迎に要する費用（区域外）、その他の費用等利用料を、料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

1 短期入所・介護予防短期入所

安中市の区域とする。但し、旧松井田町・上後閑・東上秋間・西上秋間を除く。

2 通所リハビリ・介護予防通所リハビリ

安中市の区域とする。但し、旧松井田町・上後閑・東上秋間・西上秋間を除く。

(身体の拘束等)

#### 第12条

- 1 めぐみ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、めぐみ・当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 めぐみ・当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を年2回以上及び新規採用時に実施する。

(虐待の防止等)

#### 第13条

- 1 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を年2回以上及び新規採用時に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

- #### 第14条
- めぐみ・当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。
- (1) 褥瘡対策のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 褥瘡対策の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、褥瘡対策のための定期的な研修を年2回以上及び新規採用時に実施する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

#### 第15条

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 面会は、原則行えるが、状況に応じてオンライン面会を含む。
- (3) 消灯時間は、原則20時とする。
- (4) 外出・外泊は、原則行えるが、地域の状況に応じ中止する場合もある。

- (5) 飲酒・喫煙は禁止とする。
- (6) 火気の取扱いは禁止とする。
- (7) 設備・備品の利用は、施設内の器具は本来の用法に従って使用していただく。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく。
- (8) 所持品・備品等の持ち込みは、高価な物や、破損しやすい物、替えがきかない物以外とする。
- (9) 金銭・貴重品の持ち込み禁止とする。但しやむを得ず利用する場合は原則利用者の管理とする。  
外泊時等の施設外での受診は、禁止とする。但し緊急の場合はこの限りではない。通所リハビリ利用時の医療機関の受診は禁止とする。
- (10) 宗教活動は禁止とする。
- (11) ペットの持ち込みは禁止とする。
- (12) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (13) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、大澤勝子とする。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) めぐみ・当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条

- 1 めぐみ・当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

#### 第18条

- 1 めぐみ・当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するためのリスクマネージャーを配置する。
- 5 めぐみ・当事業所は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の服務規律)

第19条 めぐみ・当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

#### 第20条

- 1 めぐみ・当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 めぐみ・当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人済恵会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 めぐみ・当事業所職員は、めぐみ・当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

#### 第23条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) めぐみ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) めぐみ・当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) めぐみ・当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第24条 めぐみ・当事業所職員に対して、めぐみ・当事業所職員である期間および、めぐみ・当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

（その他運営に関する重要事項）

第25条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、めぐみ・当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 めぐみ・当事業所職員は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとし、従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人済恵会の役員会において定めるものとする。

（協力医療機関）

第26条 めぐみは医療法人済恵会須藤病院を協力医療機関に指定し、協定書を締結する。

- 1 入居者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
- 2 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保する。
- 3 入所者の病状の急変が生じた場合等において、めぐみの医師又は協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保する。

（新興感染症発生時等の対応）

第27条 めぐみは、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

(口腔衛生管理の強化)

第28条 めぐみは、利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を行うものとする。

(介護現場のデジタル化・タスクシフトの推進)

第29条

1 めぐみは介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置をする。

2 めぐみは、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3カ月に1回以上開催しなければならない。（タスクシフトやICT導入について話し合う委員会）

(「書面掲示」規制)

第30条 めぐみは運営基準省令上、運営規定の概要等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表を行う。

(リハビリテーション計画書の受取義務化)

第31条 事業所は、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容の把握を行うものとする。

付 則

この運営規程は、令和3年8月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和4年9月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和4年12月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和7年4月1日より施行する。

付 則

この運営規定は、令和8年2月10日より施行する。

付 則

この運営規定は、令和8年4月1日より施行する。